

町長・町議会議員選挙

あなたの声を町政へ！

投票日

9月7日(日)

投票時間

7:00~20:00



▲詳細



☎長泉町選挙管理委員会（行政課内）989-5500

選挙権のある方

- ①平成19年9月8日以前に生まれた方
- ②令和7年6月1日以前に長泉町に住民登録をして、引き続き居住している方

入場券を忘れずに

役場から郵送された「投票所入場券(はがき)」は、当日忘れずに指定の投票所へお持ちください。

万一、入場券をなくしてしまったときは、投票日当日、投票所で係員に申し出てください。本人確認を行い、入場券を再発行します。

投票上の注意

次の投票は無効となります。

- ①決められた投票用紙以外の紙で投票した場合
- ②複数の候補者氏名を書いた場合
- ③候補者氏名以外を書いた場合
- ④候補者氏名をゴム印などを使い自書しない場合

選挙公報をご利用ください

選挙公報は、9月5日(金)の新聞朝刊に折り込むほか、新聞末購読世帯は9月3日(水)~5日(金)に各戸に配布します。ただし、下長窪区・池田区・黄瀬川西側の鮎壺区の世帯は新聞への折り込みは行わず、9月3日(水)~5日(金)に各戸に配布します。

また、次の公共施設でも配布します。

配布施設／役場、南部地区センター、ウェルピアながいずみ、ベルフォーレ、コミュニティながいずみ、福祉会館、いずみの郷、パルながいずみ

※選挙公報は郵送でも配布が可能ですのでお申し出ください。

当日投票に行けない方

■期日前投票ができます

投票日当日、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票所へ行くことができない方は、「期日前投票」を行うことができます。

※今回の選挙期間中に18歳になる方は、17歳の時点では、不在者投票のみを行うことができます。

期日前投票期間／

9月3日(水)~6日(土) 8:30~20:00

投票場所／役場別館防災センター

■不在者投票ができます

不在者投票施設に指定された病院などに入院・入所している方や、仕事などにより長期間遠方に滞在する方は「不在者投票」を行うことができます。

また、身体に重い障がいなどがある方で、投票所に行くことができない方は、「郵便等による不在者投票」(自書できない方は、代理人による記載も可能)ができます。

※事前にお問い合わせください。

身体の不自由な方

■点字投票

各投票所には点字器があります。

■代理投票

自分で投票用紙に字を書くことができない方は、各投票所の係員(投票補助者)が代わりに投票を行います。係員は二人決められ、一人が立ち会い、一人が代筆します。